

口蹄疫防疫対策の更なる徹底を お願いいたします！

韓国や中国をはじめ東アジア地域においては、口蹄疫の発生が続いています！

今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増え、口蹄疫ウイルスの日本国内への侵入リスクが極めて高い状況にあると考えられます。

牛豚飼養農家の皆様には、本病の発生地域への渡航を可能な限り自粛し、海外渡航者が農場に立ち入らないように注意すること、農場訪問者の記録を行うなど飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

仮に渡航する場合には、以下の点に留意してください。

家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。

動物との不用意な接触を避けること。

肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること

帰国後の留意事項

帰国後一週間は必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないこと。

海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868

動物の

口蹄疫・鳥インフルエンザなど 悪性伝染病発生中!



- ❗ 海外では家畜のいる場所へ行くことはお控えください。
- ❗ 海外で家畜のいる場所へ行ったり、日本国内で家畜に触れる予定のある方は、日本への入国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。
- ❗ 検査証明書のない肉類品（牛肉、ビーフステーキ、ハム、ソーセージなど）を日本へ持ち込んではいけません。

動物検疫新制度スタート!



入国前に、「動物検疫に関する質問票」が配布されたり、動物検疫所の職員が口頭で質問をすることがあります。

質問票に「はい」の回答がある方は、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。その他の方はご帰国後に検疫官が動物検疫所の職員に提出してください。

※質問票に「はい」と回答した場合は入国検疫官による検疫を受ける場合があります。検疫官による検疫に同意することとなります。

詳しくはこちら



動物検疫所



衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底を!

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>